

○うるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例施行規則

平成24年3月30日

規則第15号

改正 平成28年3月31日規則第23号

令和4年3月24日規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、うるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例（平成23年うるま市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例許可の申請等)

第2条 条例第8条第1項（条例第10条において準用する場合を含む。）の規定による許可（以下「特例許可」という。）を受けようとする者は、特例許可申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 付近見取図
- (3) 周囲現況図（申請に係る敷地境界から周囲おおむね50メートルの範囲内における建築物及び工作物の用途別現況概要を示すもの）
- (4) 配置図
- (5) 各階平面図（建築物に限る。）
- (6) 2面以上の立面図及び断面図
- (7) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物については、工場等調書（様式第2号）
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、特例許可をしたときは、特例許可通知書（様式第3号）に前項の申請書の副本及びその添付書類（以下「副本等」という。）を添えて申請者に通知するものとする。

3 市長は、特例許可をしないときは、特例許可をしない旨の通知書（様式第4号）に副本等を添えて申請者に通知するものとする。

(特例許可に当たり意見の聴取等を要しない建築物の増築、改築又は移転)

第3条 条例第8条第2項のただし書により定める建築物の増築、改築又は移転は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

- (1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた敷地内におけるものであること。
- (2) 増築又は改築後の条例第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積等の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積等の合計を超えないこと。
- (3) 条例第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないこと。

(卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する施設)

第4条 条例別表第1農業保全地区の項4の規定により規則で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、勝連城跡周辺保全地区については、床面積及び処理能力の規定は適用しない。

- (1) 卸売市場、火葬場又はこれらに類するもので、床面積の合計が500m<sup>2</sup>を超えるもの
- (2) へい獣処理施設、と畜場又はこれらに類するもので、床面積の合計が100m<sup>2</sup>を超えるもの
- (3) 汚物処理場、ごみ焼却場又はこれらに類するもので、処理能力が3,000人を超えるもの
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。)第5条第1項に掲げる一般廃棄物を処理する施設のうち、同項に規定する処理能力の2分の1を超えるもの
- (5) 廃掃法施行令第7条第1号から同条第13号の2までの規定に掲げる産業廃棄物を処理する施設のうち、同規定に規定する処理能力の2分の1を超えるもの
- (6) 勝連城跡周辺保全地区で申請敷地以外から発生する廃棄物を処理する施設(卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する工作物)

第5条 条例別表第2築造してはならない工作物の欄4の規定により規則で定めるも

のは、次に掲げるものとする。ただし、勝連城跡周辺保全地区については、処理能力の規定は適用しない。

- (1) 卸売市場、火葬場又はこれらに類するもの
- (2) へい獣処理施設、と畜場又はこれらに類するもの
- (3) 汚物処理場、ごみ焼却場又はこれらに類するもので、処理能力が3,000人を超えるもの
- (4) 廃掃法施行令第5条第1項に掲げる一般廃棄物を処理する施設のうち、同項に規定する処理能力の2分の1を超えるもの
- (5) 廃掃法施行令第7条第1号から同条第13号の2までの規定に掲げる産業廃棄物を処理する施設のうち、同規定に規定する処理能力の2分の1を超えるもの
- (6) 勝連城跡周辺保全地区で申請敷地以外から発生する廃棄物を処理する施設  
(適用)

第6条 条例第4条に適用しない事由が処理の用途に供する建築物の処理能力による場合においては、条例第5条第4号中「原動機の出力」とあるのは「処理能力」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前のうるま市情報公開条例施行規則、

第2条の規定による改正前のうるま市個人情報保護条例施行規則、第3条の規定による改正前のうるま市コミュニティ防災センター条例施行規則、第5条の規定による改正前のうるま市固定資産税の課税免除に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前のうるま市社会福祉センター条例施行規則、第7条の規定による改正前のうるま市健康福祉センター条例施行規則、第8条の規定による改正前のうるま市生活保護法施行細則、第9条の規定による改正前のうるま市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則、第10条の規定による改正前のうるま市助産の実施に係る事務取扱規則、第11条の規定による改正前のうるま市児童館条例施行規則、第12条の規定による改正前のうるま市こどもセンター条例施行規則、第13条の規定による改正前のうるま市子ども・子育て支援法に基づく支給認定等に関する規則、第14条の規定による改正前のうるま市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額等を定める条例施行規則、第15条の規定による改正前のうるま市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第16条の規定による改正前のうるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例施行規則、第17条の規定による改正前のうるま市老人ホーム入所措置等に関する規則、第18条の規定による改正前のうるま市伊計島老人憩いの家条例施行規則、第19条の規定による改正前のうるま市高齢者等緊急一時保護事業実施規則、第20条の規定による改正前のうるま市福祉電話設置規則、第21条の規定による改正前のうるま市高齢者紙おむつ支給事業実施規則、第22条の規定による改正前のうるま市住宅改修支援事業実施規則、第23条の規定による改正前のうるま市重度身体障害者等訪問入浴サービス事業実施規則、第24条の規定による改正前のうるま市津堅島介護保険地域密着型サービス施設条例施行規則、第25条の規定による改正前のうるま市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例施行規則、第26条の規定による改正前のうるま市学習等供用施設その他の施設条例施行規則、第27条の規定による改正前のうるま市農村環境改善センター等条例施行規則、第28条の規定による改正前のうるま市イモゾウムシ等防除条例施行規則、第29条の規定による改正前のうるま市荷捌施設・漁民研修施設条例施行規則、第30条の規定による改正前のうるま市水産物鮮度保持施設条例施行規則、第31条の規定による改正前のあやはし館の設置及び管理に関する条例施行規則、第32条の規定による改正前のいちゅい具志川じんぶん館条例施行規則、第33条の規定による改正前の石川地域活性

化センター舞天館条例施行規則、第34条の規定による改正前のうるま市立地企業の支援に関する条例施行規則、第35条の規定による改正前のうるま市IT事業支援センター条例施行規則、第36条の規定による改正前のうるま市商工業研修等施設条例施行規則、第37条の規定による改正前のうるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例施行規則、第38条の規定による改正前のうるま市景観条例施行規則、第39条の規定による改正前のうるま市石川多目的ドームの設置及び管理に関する条例施行規則、第40条の規定による改正前のうるま市地域交流センター条例施行規則、第41条の規定による改正前のうるま市道路占用規則、第42条の規定による改正前のうるま市法定外公共物管理条例施行規則、第43条の規定による改正前のうるま市火災予防条例施行規則及び第44条の規定による改正前のうるま市危険物規制施行細則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年3月24日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のうるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

様式第1号(第2条関係)

特例許可申請書

うるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例第8条第1項(条例第10条において準用する場合を含む。)の規定による許可を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。						年	月	日	
うるま市長						様			
						住所 申請者 氏名			
1	建築主(築造主) 住所・氏名	電話							
2	代理人住所・氏名	電話							
3	許可申請事項								
4	敷地の位置等	(1) 地名 地番		うるま市					
		(2) 特定用途制限地域の区分							
5	主要用途	6 申請部分用途		7 工事種別					
8 申 請 内 容	区分	申請部分		申請以外の部分		合計		敷地面積に対する割合	
	敷地面積	㎡		㎡		㎡		%	
	建築面積(築造面積)	㎡		㎡		㎡		%	
	延べ面積 (築造面積の合計)	㎡		㎡		㎡		%	
	畜房面積	㎡		㎡		㎡		%	
	畜房以外の面積	㎡		㎡		㎡		%	
9	道路幅員	A	m		B	m		C	m
10	工事予定年月日	(着工) 年 月 日			(完了) 年 月 日				
11	その他必要な事項								
※受付欄		※	部長	課長	技幹	係長	係		
		決							
		裁							
		欄							
		※許可年月日			※許可番号				
		年 月 日			第 号				
		※許可条件							

- 備考 1. ※印の欄は記入しないでください。  
 2. 3欄は、具体的に適用の除外を受けたい建築物又は工作物の内容を記入してください。  
 3. 4の(2)欄は、条例別表の特定用途制限地域のうち該当するものを記入してください。

様式第2号(第2条関係)

工場等調書

1	建築等の場所						
2	地域名						
3	原動機を使用する 作業場		申請部分	申請部分以外の部分	合計		
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
4	物品の製造、 処理又は加工	原料の種類	製造、処理又は加工の別				
5	製品の最大貯蔵 量又は最大処理 量						
6	原 動 機	種	類	出力のkw数	台数		
				kw	台		
	既 存 計						
7	機 械 設 備	名	称	既存台数	申請台数	合計	
				台	台	台	
8	危 険 物 の 貯 蔵 又 は 処 理	種	類	貯蔵又は処理の別	数量又は容量		
					既存	申請	合計

様式第3号(第2条関係)

特 例 許 可 通 知 書

第 号  
年 月 日

申請者 様

うるま市長 印

1. 申請年月日 年 月 日
2. 許可年月日 年 月 日
3. 許可番号 第 号
4. 建築場所 うるま市
5. 建築物の概要 主要用途  
工事種別  
申請面積

上記による特例許可申請書及び添付書類に記載の計画について、うるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例第8条第1項の規定に基づき許可しましたので通知します。

- (注意)
1. この通知書は、大切に保存しておいてください。
  2. この通知書は、条例第4条（建築物の用途の制限）で制限を受ける建築物等について特例で許可するものであり、本通知書をもって建築確認申請が省略されるものではありません。
  3. 他の法令等による手続きが必要な場合は、その規定に従ってください。



様式第4号（第2条関係）

特例許可をしない旨の通知書

第 号  
年 月 日

申請者 様

うるま市長 印

年 月 日付けで申請のあった、建築物の計画については、次の理由により許可をしないこととしたので通知します。

（理由）

（不服申立ての教示）

この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内にうるま市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、うるま市を被告（訴訟においてうるま市を代表する者はうるま市長となります。）として、提起することができます。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）

様式第4号（第2条関係）